

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和3年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	<p>軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点で軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。</p> <p>軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や廃車などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。</p> <p>なお、身体に障がいのある場合など減免事由に該当する場合は、減免申請を受け減免を行う。また、賦課額に対して収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>(1) 軽自動車税の賦課に関すること。 (2) 軽自動車税の課税台帳等の整備、保管に関すること。 (3) 諸願届けの受付、処理に関すること。 (4) 軽自動車税の収納整理に関すること。 (5) 軽自動車税の未収金の徴収、徴収猶予、換価猶予、延滞金の免除、滞納処分(差押え)及び納税指導に関すること。 (6) 軽自動車税の滞納処分(差押物件の引揚げ及び公売等)及び交付要求に関すること。</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
車両情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第22 (情報照会の根拠)第27の項 (情報提供の根拠)なし 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠):第20条(情報提供の根拠):なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 企画財務部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 企画財務部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	塩澤 浩	筒井 洋	事後	
平成29年5月22日	I 7. 請求先	税務部	市民部	事後	
平成29年5月22日	I 8. 連絡先	税務部	市民部	事後	
平成31年2月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	車両情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	事後	
平成31年2月4日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条および別表第1 第16号	番号法第9条および別表第1第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成31年2月4日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号	番号法第19条第7項 別表第2（情報照会の根拠）第27の項（情報提供の根拠）なし 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報照会の根拠）：第20条（情報提供の根拠）：なし	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②所属長の役職名	市民税課長 筒井洋	市民税課長	事後	
令和3年11月15日	II - 4 - ②	番号法第19条第7項 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和3年11月15日	I - 7	甲府市 市民部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1	甲府市 企画財務部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1	事後	
令和3年11月15日	I - 8	甲府市 市民部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1	甲府市 企画財務部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1	事後	
令和3年11月15日	II - 1 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月15日	II - 2 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	